

●運営・維持管理について

前回WGでの主な意見

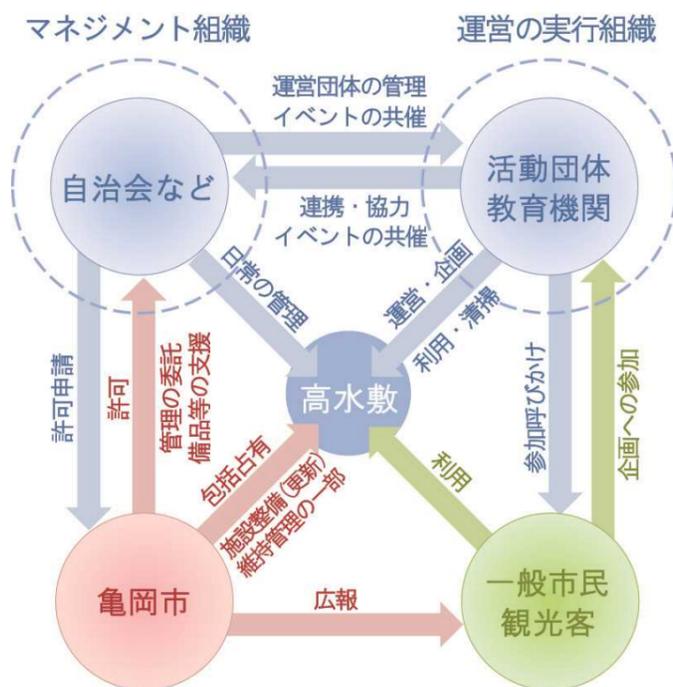
- ・運営管理・日常管理・災害時の復旧について管理・維持者を決めていかななくてはならない。
- ・整備後も自由使用にしておくのは問題があるのではないか。
- ・市内のスポーツ団体からの期待も声もある。
- ・除草作業やりやすい状態にしないといけない。
- ・他市の例も参考にすべき。
- ・料金を取れるようにするのも手である。

運営・維持管理の基本的な考え方

良好な運営・維持管理には行政（亀岡市、京都府）、高水敷を利活用する地域の方や事業者がうまく協働できる関係、仕組みづくりが必要です。そのために、それぞれの立場でできることを持ち寄り、役割分担と連携協力を図りながら取り組みを推進していき、また、状況に応じた修正を行いながら持続可能な運営・維持管理の確立をめざす。

●桂川左岸(にぎわいの水辺ゾーン)

にぎわいの水辺ゾーンでは、地域による主体的な運営が行われることを基本的な考え方とし、保津町自治会等が運営全体のマネジメント組織となり、活動団体や教育機関といった事業の実行組織と連携して運営していく体制を目指します。オープンカフェやイベント、じゃこ田の再生などについては、地域の活動団体、NPO法人や民間企業、学生、一般市民などによって主体的に企画・運営できるように検討していきます。

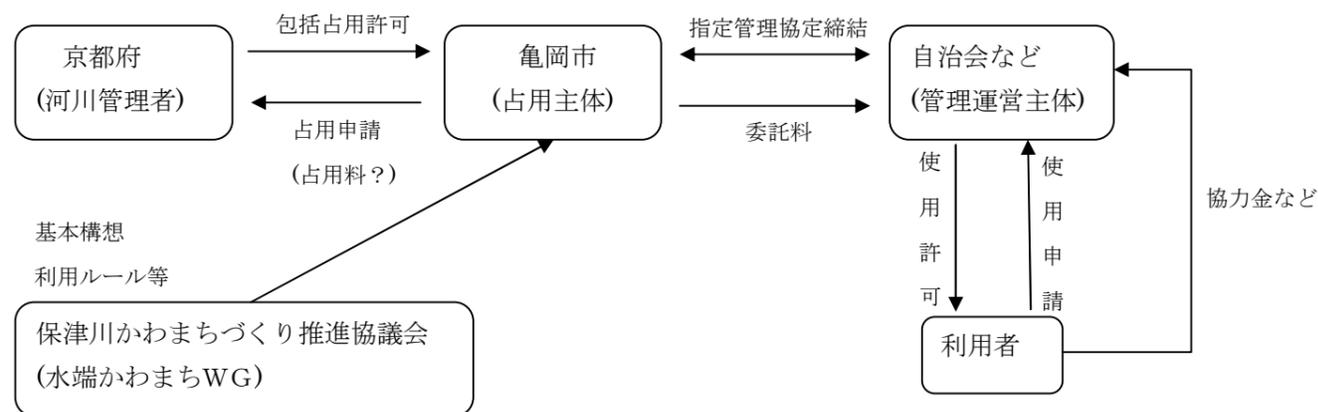


運営・維持管理の検討課題

1) どの団体が運営・維持管理するか

- 運営管理・・・自治会等(自治会や活動団体など)へ亀岡市から委託(指定管理)
- 日常管理・・・自治会等(自治会や活動団体など)へ亀岡市から委託(指定管理)
- 災害復旧・・・亀岡市(市の公共施設(都市公園)として)

※ただし、当面の間は市による運営管理をし、日常管理(草刈りなど)についても従来どおり委託をする。



2) どのように運営・維持管理するか(基本構想・使用ルール等)

- ・何処から整備をして供用していくか
- ・管理・運営体制について
- ・使用方法(使用日・時間、申請方法、利用料、優先順位等)
- ・運営・維持管理に何が必要か

3) 他の事例について

事例1)野洲川河川公園(広さ14ha、河川敷にある都市公園)
 運営・管理：NPO法人YASUほほえみクラブ(指定管理者)
 収入：市からの委託料約800万、料金収入約600万
 支出：管理費用約800万円、賃金等約600万

事例2)埼玉県による水辺空間活用事例

別添のとおり